

第3回基準等検討ワーキンググループ

【参考資料集】

参考資料集目次

| | | |
|--------------------------------|-----|----|
| 【参考資料1】地域型保育事業（小規模保育事業以外）の認可基準 | ・・・ | 1 |
| 【参考資料2】幼保連携型認定こども園の認可基準 | ・・・ | 13 |
| 【参考資料3】確認に関する運営基準 | ・・・ | 25 |

地域型保育事業（小規模保育事業以外）の認可基準

1 家庭的保育事業

| 項目 | 協議内容 | 国が示している対応案 |
|----------|--|---|
| 職員数・資格要件 | <p><u>家庭的保育の従事者に対して求める研修要件について</u> 保育者の質を確保しつつ、必要数の増大に対応するためにどう考えるか。</p> | <p>家庭的保育者について、現行制度と同様に、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者としてそれぞれ必要な研修の修了を求めることを基本とする。 家庭的保育者の研修について、現行の家庭的保育者に対する基礎研修及び認定研修で対応することを基本とする。 家庭的保育補助者について、現行制度の基礎研修および認定研修で対応することを基本とする。 家庭的保育補助者の研修について、現行の基礎研修の修了を基本とする。 これまで市町村が果たしてきた役割を踏まえつつ、都道府県や保育士養成施設の果たす役割を含めて見直していくこととする。従来の家庭的保育者等が引き続き保育に従事できるよう一定の経過措置を検討する。</p> |
| | <p><u>家庭的保育補助者の配置について</u> 現行の国基準では、3人を超えて（5人まで）子どもを保育する場合は必置となるが、子どもが3人の場合であっても、食事時間帯の対応など補助者の配置が望ましい場面をどう考えるか。</p> | <p>給食調理を含めた食事時間帯への対応などマンパワーが求められる状況が想定され、また異年齢の子どもに対して同時に保育の提供を求めることがありうるため、保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても家庭的保育補助者の配置に配慮し、公定価格の議論の中で検討する。</p> |
| 設備・面積基準 | <p><u>認可施設に比較して規模が小さい点について</u></p> | <p>保育室（保育を行う居室）に関しては、現行の国基準と同様に、1人当たり3.3㎡以上とすることを基本とする。</p> |
| | <p><u>屋外遊戯場の設置について付近の広場や公園等代替措置の検討および1人あたりの面積基準について</u></p> | <p>「同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭」を求めることとした上で（他の公的施設の敷地その他の付近の代替地でも可。）、面積基準は2歳児に対し1人当たり3.3㎡以上とすることを基本とする。</p> |
| 給食（自園調理） | <p><u>調理室・調理設備、および給食の自園調理における外部搬入の取扱い等について</u></p> | <p>自園調理を基本とし、調理業務委託については保育所と同様に可能とする。 連携施設または近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。 現在自園調理をしていない事業からの移行について、平成31年度末までに体制整備をする前提での経過措置を設ける。 給食の提供にあたって、衛生管理上、必要な対応について整理していく。 円滑かつ適切に給食を提供できるようにアレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。 調理設備を基本とし、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求める（具体的な内容は条例などで定める。）。連携施設などからの搬入について、提供にあたって必要な加熱、保存などの調理機能を求めることを基本とする。</p> |

| (西宮市)保育ルーム | (国)家庭的保育事業ガイドライン |
|--|---|
| <p>保育者の資質向上と涵養をはかり、あわせて市と保育者並びに保育者相互の交流をも図り、より充実した保育を行う目的で研修会を開催する。</p> | <p>保育者の資質向上をはかるため市町村は研修を実施する必要な体制整備を行う。</p> <p>3歳以上児の発達や保育に関する内容に留意する。</p> <p>(1)現任研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ研修： 主に、経験年数2年未満の家庭的保育者を対象。 ・現任研修：すべての家庭的保育者を対象。 <p>(2)指導者研修：</p> <p>10年以上の保育所における勤務(基礎研修を受講した者)又は家庭的保育の経験を有する保育士を対象。</p> |
| <p>児童の保育は、保育者及び保育補助者の2名以上で行い、児童の人数は5人以下とする。</p> <p>原則として、児童1名の時間帯でも2名以上で保育すること</p> | <p>家庭的保育者1人による保育は、乳幼児3人以下とすること。</p> <p>家庭的保育補助者とともに2人以上で保育する場合、乳幼児5人以下とする。</p> |
| <p>面積9.9㎡(6畳)以上の部屋</p> <p>3人を超える場合</p> <p>3人を超える児童1人につき3.3㎡を加算</p> | <p>面積9.9㎡以上の部屋</p> <p>3人を超える場合</p> <p>3人を超える児童1人につき3.3㎡を加算</p> |
| <p>児童の遊戯に適する広さの遊び場が敷地内にあるか、又は付近に公園、空地等があること。</p> | <p>居宅の敷地内に乳幼児の遊戯等に適する広さの庭を有するか、付近にこれに代わるべき公園、空き地、寺社境内等の開かれた空間があること。</p> |
| <p>—</p> | <p>衛生的な調理設備を有すること。</p> |

| 項目 | 協議内容 | 国が示している対応案 |
|----------|---|---|
| 給食(自園調理) | <u>自園調理を求める場合の調理担当職員について</u> 家庭的保育補助者などが調理時間帯のみ調理を担当することを可能とするか。 | 調理業務に従事する調理員を配置することを基本とし、保育を受ける子どもが3人以下の場合は家庭的保育補助者が調理業務に従事することを可能とする。 ただし、調理業務の委託を行う場合および連携施設などからの搬入をする場合、調理員や補助者による調理業務は不要とする。 |
| 耐火基準 | <u>保育者などの居宅において行う事業特性を踏まえた耐火基準について</u> 安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項があるか。 | 主として家庭的保育者の居宅などの活用を想定している現行の取扱いを基本に、更に検討する。 |
| 連携施設 | <u>小規模である事業を踏まえた連携施設の必要性について</u> 家庭的保育を利用している保護者の安心、事業の安定性の確保の観点から確実な受け皿が必要か。 | 連携施設の設定を求めることを基本とし、小規模保育事業と同様に、連携施設は保育内容の支援および卒園後の受け皿を担うこととする。 移行にあたっての経過措置および離島・へき地における特例を設ける。 |
| 共同実施 | <u>家庭的保育事業の共同実施について</u> <ul style="list-style-type: none"> ・実質的に同じ規模となる小規模保育事業C型の基準との関係、公定価格との関係などで不均衡が生じる可能性がある。 ・小規模保育事業C型とは別に、複数の個人事業主である家庭的保育者の共同・共助形態の実施についてどう考えるか。 | 共同実施についてはC型への移行を促し、家庭的保育事業は単独による実施を基本とする。 実質的に同じ規模となる小規模保育事業C型の基準との関係、公定価格との関係などで不均衡が生じる可能性がある。 |

| (西宮市)保育ルーム | (国)家庭的保育事業ガイドライン |
|---|---|
| — | — |
| — | <p>火災警報器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。</p> |
| <p>市は保育ルームを認定するにあたり、相談業務・交流保育・代理保育等を行う連携保育所を近隣の認可保育所の中から指定しなければならない。</p> <p>保育者は入所児童の健康状態などを連携保育所に報告し、保育に必要な情報を把握しておかなければならない。</p> <p>必要であるならば保育所へ来所し、担当者から保育についての相談・指導などを受けることができる。</p> <p>保育者は月に1回以上、連携保育所の入所児童との交流を図るため、連携保育所が主催する交流保育事業に児童を参加させなければならない。</p> <p>保育者とその補助者は自身の傷病等により児童の保育が一時的に困難になった場合、受入れが可能な連携保育所に保育の代理を依頼することができる(ただし、療養が長期にわたる場合は、保育ルームを休所させるものとする。)</p> | <p>家庭的保育者に対する支援の体制整備の一環として、連携保育所を確保すること。</p> <p>連携保育所を確保できない場合は、その他の適切な場所又は市町村自らが家庭的保育者に対する支援体制を図ること。</p> |
| — | — |

2 居宅訪問型保育事業

| 項目 | 協議内容 | 国が示している対応案 |
|----------|---|--|
| 職員数・資格要件 | <p><u>保育従事者について</u> 現行において、全国保育サービス協会などが実施している認定研修はあるが、保育従事者に関する基準がないため職員の質の確保の観点からどう考えるか。</p> | <p>保育士、保育士と同等以上の知識および経験を有するものと認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることを基本とする。</p> <p>修了を求める研修について、現行の全国保育サービス協会が実施している認定研修の内容を踏まえ、専門性を習得するのに必要な内容を検討していくことを基本とする。</p> <p>研修体制について、都道府県、市町村、団体、養成施設などの果たす役割を検討していくことを基本とする。</p> |
| 設備・面積基準 | <p><u>設備・面積基準について</u> 相手方の居宅において保育を行う事業の特性上、規制を設けないこととするか。</p> | <p>事業の特性を踏まえ、設備・面積基準を設けないことを基本とする。</p> |
| 給食(自園調理) | <p><u>調理および食事の提供について</u> ベビーシッターは訪問先の居宅キッチンで調理しないことが一般的であり、事業の特性を踏まえてどう考えるか。</p> | <p>保育者による調理および食事の提供は、行わないことを基本とする。</p> |
| 耐火基準 | <p><u>耐火基準の必要性について</u> 相手方の居宅において保育を行う事業の特性上、規制を設けないこととするか。</p> | <p>事業の特性を踏まえて、規制を設けないことを基本とする。</p> <p>実際の訪問にあたっては、相手方の居宅における消火器や避難経路の確認などを求めるよう促すこととする。</p> |
| 連携施設など | <p><u>小規模である事業を踏まえた連携施設の必要性について</u> 保育内容の支援、卒園後の受け皿確保に関して居宅訪問型保育事業の位置づけと併せて検討することが必要ではないか。</p> | <p>保育を行う場所が相手方の居宅場所により区々となるため連携施設の設定を求めることは困難と考えられるので、一律には求めないこととする。</p> <p>その上で、障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合、それに関するバックアップなどの形で必ず設定を求めることを基本とする(児童発達支援事業、障害児入所支援施設、医療機関)。設定を求める場合、連携施設として求める施設の種別については市町村が指定することとする。</p> <p>連携施設の設定が困難である場合などは、事業者からの求めに応じて市町村が連携先との調整を行うこととする。</p> |
| | <p><u>居宅訪問型保育事業の位置づけについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的な1対1の対応となる事業の特性上、どのような役割を担う事業として想定するか。 育児休業からの復帰、利用調整の結果待機児童になった場合など保育所などに入所するまでの緊急避難的な繋ぎ利用として市町村が認める場合における利用や、地域に休日利用できる保育所がない場合への対応についてどう考えるか。 | <p>居宅訪問型保育事業が担う役割として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 低年齢時に個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合の対応 保育所などが撤退する場合の継続利用を確保するための受け皿 ひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合などへの対応 <p>を基本として、さらに検討する。</p> <p>離島・へき地などで他に利用できる保育が存在しないとして市町村が認める場合における利用も対象とする。</p> |

| 項目 | 協議内容 | 国が示している対応案 |
|--------|---|--|
| 連携施設など | <p>労働基準法の適用について 基本的に1対1の対応となる居宅訪問型保育者について、労働基準法の適用（休憩時間の確保など）について、どう考えるか。</p> | <p>（国・委員の主な意見）・・・引き続き議論が必要。 保育者への慣れを含めて、自動的に交代するわけにはいかないのではないか。 労働基準法との関係について整理が必要であり、また交代勤務も含めて検討が必要。</p> |

< 認可基準と確認基準 >

認可基準は、西宮市内に事業所を設置して、認可を受ける際の基準である。

保護者が居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）を利用する際に、利用する事業者（事務所所在地は西宮市内、市外を問わない）が「確認」を受けている必要がある。確認基準は、事業者がその確認を受ける際の基準である。

西宮市内の子どもが、市外の認可事業者から居宅訪問型保育を受けるためには、その市外の事業者は、西宮市から確認を受けることが必要である。

3 事業所内保育事業

| 項目 | 協議内容 | 国が示している対応案 |
|----------|--|--|
| 職員数・資格要件 | <p><u>保育従事者および職員数について</u> 雇用保険事業による助成対象について、利用定員の下限を6人と設定されていること以外に利用定員に係る規定は設けられていないことを踏まえてどう考えるか。</p> | <p>利用定員が19人以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業（A型・B型）との整合性を図っていくことを基本とする。 ・利用定員5人以下の場合も同じ基準で対応する。 <p>利用定員が20人以上の場合</p> <p>現行の雇用保険事業による助成対象施設は、認可保育所の職員配置基準を満たすことが求められていることを勘案し、認可保育所との整合性を図っていくことを基本とする。</p> |
| 設備・面積基準 | <p><u>0・1歳児に係る面積基準について</u> 主に受入対象となる0・1歳児について、現行の雇用保険事業（1.65㎡/人）、認可保育所（乳児室 1.65㎡/人、ほふく室：3.3㎡/人）、小規模保育事業（3.3㎡/人）を踏まえて、どう考えるか。</p> <p><u>屋外遊戯場について</u> 1人あたりの面積基準や代替地の可否について、どう考えるか。</p> | <p>利用定員が19人以下の場合</p> <p>小規模保育事業との整合性を図っていくことを基本とする。</p> <p>利用定員が20人以上の場合</p> <p>認可保育所の職員配置基準を満たすことが求められていることを勘案し、認可保育所との整合性を図っていくことを基本とする。</p> |
| 給食（自園調理） | <p><u>自園調理・設備の取扱いについて</u> 事業所その他多様な場所での事業展開を想定していることから自園調理を必ずしも求めないこととするか。</p> | <p>自園調理を基本とし、調理業務委託については保育所と同様に可能とする。</p> <p>連携施設または近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。</p> <p>現在自園調理をしていない事業からの移行について、平成31年度末までに体制整備をする前提での経過措置を設ける。</p> <p>給食の提供にあたって、衛生管理上、必要な対応について整理していく。</p> <p>円滑かつ適切に給食を提供できるようにアレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。</p> <p>事業規模に応じて調理室または調理設備を基本とし、事業所内保育事業の特性にかんがみ、乳幼児に対する食事の提供が適切に行われる前提で、社員食堂活用の可否も検討する。</p> <p>通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求める（具体的な内容は、条例などで定める。）。</p> <p>連携施設などからの搬入について、提供にあたって必要な加熱、保存などの調理機能を求めることを基本とする。</p> |
| | <p><u>自園調理を求める場合の調理担当職員について</u> 自園調理を行う場合、調理員の配置を求めるか。</p> | <p>調理業務に従事する調理員を配置することを基本とする。</p> <p>ただし、調理業務の委託を行う場合および連携施設などからの搬入をする場合、調理員や補助者による調理業務は不要とする。</p> |
| 耐火基準 | <p><u>避難規制について</u> 避難規制について、多用途なスペースの活用を念頭に、安全性確保のため保育の実施場所に係る規制のほかに特に求める事項があるか。</p> | <p>認可保育所に準じた取扱いとしている現行の取扱いを基本に、小規模保育事業の取扱いを踏まえ、さらに検討する。</p> |

| 項目 | 協議内容 | 国が示している対応案 |
|--------|--|---|
| 連携施設など | <p><u>卒園後の受け皿について</u> 卒園後同一地域で保育を受けることが想定される地域枠の子どもと広域から通勤する従業員の子どもの間で、同一対応を求めるべきか。</p> | <p>19名以下の規模の場合、小規模保育事業と同様に、連携施設の設定を求めることを基本とする。 地域枠に関して、卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求めることを基本とする。 従業員の子どもについては、必ずしも卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求めないこととする。 小規模保育事業と同様に、移行にあたっての経過措置および離島・へき地における特例を設ける。</p> |
| | <p><u>地域枠の子どもの受入れについて</u> 地域枠をどの程度設定することを求めるか。</p> | <p>定員の増加に伴って、自動的に地域枠の定員を増加させるのではなく、定員区分ごとに地域枠の定員を4分の1～3分の1程度となるよう固定化し、利用定員の柔軟な変動をしやすいとする。 国が示す基準を踏まえて、市町村が地域の実情に応じて決定することができることとする。 年度途中に従業員の子どもが利用できず、復職の妨げとならないよう、定員弾力化によって柔軟な受入れが可能となるよう配慮することとする。</p> |
| | <p><u>同地域の他社従業員の地域枠利用について</u> 保育事業の所在地市町村と居住地市町村が異なる状況で、所在地市町村にある他社従業員の子どもの地域枠における受入れについて検討が必要である。</p> | <p>近隣の他社従業員の子どもが事業所内保育事業の利用を希望する場合、居住地市町村と所在地市町村が連絡・利用調整したうえで、所在地市町村の同意が得られることを前提に、地域枠として利用することを可能とする。</p> |
| | <p><u>複数企業などの合同運営について</u> 複数の企業などの合同による事業所内保育事業の設置・運営を可能とするか。</p> | <p>グループ企業の従業員の子どもの利用など事業所内保育事業の性格を踏まえて可能とする。 次の内容を協定書などにより締結することを求める。 ・認可を受ける設置企業を1つに特定する。 ・従業員枠の配分、利用方法および運営コストの負担、有効期間についての取決め。</p> |

4 西宮市内における事業所内保育施設の現状

| 名称 | 保育従事者数 (うち保育士数) | 保育従事者数 (人) | | 定員(人) (在籍児童) | 給食 | 自園調理 |
|-----------------------|--------------------|------------|--------|-----------------|----|------------|
| | | うち、常勤 | うち、非常勤 | | | |
| 近畿中央ヤクルト 小松保育ルーム | 4 (2) | 0 | 4 | 15 (9) | 無 | - |
| 近畿中央ヤクルト 甲子園保育ルーム | 5 (4) | 0 | 5 | 20 (17) | 無 | - |
| 近畿中央ヤクルト 甲陽園保育ルーム | 3 (2) | 0 | 3 | 15 (9) | 無 | - |
| 近畿中央ヤクルト 甲東保育ルーム | 3 (3) | 0 | 3 | 18 (14) | 無 | - |
| 近畿中央ヤクルト 鳴尾保育ルーム | 5 (3) | 0 | 5 | 18 (14) | 無 | - |
| 近畿中央ヤクルト 西宮北口保育ルーム | 3 (2) | 0 | 3 | 15 (12) | 無 | - |
| 西宮渡辺病院 附設保育所 | 8 (7) | 7 | 1 | 25 (17) | 有 | - (その他) |
| 明和保育所 | 9 (6) | 2 | 7 | 40 (27) | 有 | - |
| 明和病院夜間保育所 | 6 (6) | 0 | 6 | 20 (32) | 無 | - |
| 兵庫県立西宮病院 院内保育室 | 6 (6) | 3 | 3 | 28 (10) | 有 | - (その他) |
| チューリップ保育所 | 9 (8) | 6 | 3 | 30 (23) | 有 | - (その他) |
| さくら保育所 | 6 (6) | 2 | 4 | 40 (23) | 有 | - (その他) |
| マリナ保育所 | 6 (5) | 2 | 4 | 18 (18) | 有 | - |

| 施設・設備（面積） | | | | | 開所時間 | | | |
|--------------------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------|------|---------------|------------------------------|---------|
| 保育室 | 調理室 | 便所 | その他 | 面積合計 | (曜日) | 通常開所時間 | | 時間外開所時間 |
| 1室 | - | 1室 | - | 30.0 m ² | 平日 | 8:30 ~ 15:00 | 15:00 ~ 16:00 | |
| | | | | | 土曜 | 8:30 ~ 13:30 | 13:30 ~ 14:00 | |
| | | | | | 日・祝 | - | - | |
| 1室 | - | 1室 | - | 42.9 m ² | 平日 | 8:30 ~ 15:00 | 15:00 ~ 16:00 | |
| | | | | | 土曜 | 8:30 ~ 13:30 | 13:30 ~ 14:00 | |
| | | | | | 日・祝 | - | - | |
| 1室 | - | 1室 | - | 45.5 m ² | 平日 | 8:30 ~ 15:00 | 15:00 ~ 16:00 | |
| | | | | | 土曜 | 8:30 ~ 13:30 | 13:30 ~ 14:00 | |
| | | | | | 日・祝 | - | - | |
| 1室 | - | 2室 | - | 46.8 m ² | 平日 | 8:30 ~ 15:00 | 15:00 ~ 16:00 | |
| | | | | | 土曜 | 8:30 ~ 13:30 | 13:30 ~ 14:00 | |
| | | | | | 日・祝 | - | - | |
| 1室 | - | 1室 | - | 47.8 m ² | 平日 | 8:30 ~ 15:00 | 15:00 ~ 16:00 | |
| | | | | | 土曜 | 8:30 ~ 13:30 | - | |
| | | | | | 日・祝 | - | - | |
| 1室 | - | 2室 | - | 50.0 m ² | 平日 | 8:30 ~ 15:00 | 15:00 ~ 16:00 | |
| | | | | | 土曜 | - | - | |
| | | | | | 日・祝 | - | - | |
| 4室 (52.39 m ²) | 1室 (2.9 m ²) | 1室 (7.09 m ²) | 2室 (17.62 m ²) | 80.0 m ² | 平日 | | | |
| | | | | | 土曜 | 8:00 ~ 18:00 | 18:00 ~ 8:00 | |
| | | | | | 日・祝 | | | |
| 3室 (99.5 m ²) | 1室 (8.12 m ²) | 1室 (7.83 m ²) | - | 136.37 m ² | 平日 | 18:00 ~ 19:00 | | |
| | | | | | 土曜 | 7:50 ~ 18:00 | - | |
| | | | | | 日・祝 | | | |
| 2室 (35.96 m ²) | - | - | - | 35.96 m ² | 平日 | 18:00 ~ 8:30 | - | |
| | | | | | 土曜 | - | - | |
| | | | | | 日・祝 | - | - | |
| 4室 | 1室 | 1室 | 1室 | - | 平日 | 8:00 ~ 18:00 | 6:30 ~ 8:00 18:00 ~ 19:15 | |
| | | | | | 土曜 | - | | |
| | | | | | 日・祝 | - | - | |
| 5室 (108.23 m ²) | 1室 (64.64 m ²) | 2室 (13.5 m ²) | - | 194.16 m ² | 平日 | | | |
| | | | | | 土曜 | 8:00 ~ 18:00 | 18:00 ~ 8:00 | |
| | | | | | 日・祝 | | | |
| 2室 (24.07 m ²) | 1室 (5.85 m ²) | 1室 (2.52 m ²) | 5室 (28.94 m ²) | 61.38 m ² | 平日 | | | |
| | | | | | 土曜 | 8:15 ~ 18:00 | 18:00 ~ 8:15 | |
| | | | | | 日・祝 | | | |
| 3室 | 1室 | 1室 | - | 60.0 m ² | 平日 | 18:00 ~ 8:00 | | |
| | | | | | 土曜 | 8:00 ~ 18:00 | - | |
| | | | | | 日・祝 | | | |

| 名称 | 保育従事者数 | | 定員 (在籍児童) | 給食 | 自園調理 | |
|-----------------------|----------|-------|--------------|------------|------|-------------|
| | (うち保育士数) | うち、常勤 | | | | うち、非常勤 |
| 西宮すなご医療福祉 センター内保育所 | 3 (3) | 3 | 0 | 20 (2) | 有 | |
| 笹生病院 院内託児所 | 8 (7) | 1 | 7 | 20 (24) | 有 | - |
| エクセレント西宮キッズ | 7 (3) | 2 | 5 | 6 (6) | 有 | |
| フェアリー保育所 (美容室 Lee) | 6 (6) | 0 | 6 | 11 (-) | 無 | - |
| 西宮敬愛会病院 | 7 (7) | 3 | 4 | 19 (19) | 有 | × (外部搬入) |

在籍児童数は、平成 25 年 4 月 1 日時点。

| 施設・設備（面積） | | | | | 開所時間 | | |
|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------|-----------------|--|-------------------------------|
| 保育室 | 調理室 | 便所 | その他 | 面積合計 | (曜日) | 通常開所時間 | 時間外開所時間 |
| 3室 (44.35 m ²) | 1室 (2.44 m ²) | 1室 (7.10 m ²) | 1室 (7.45 m ²) | 65.76 m ² | 平日 土曜 日・祝 | 0:00 ~ 24:00 | - - - |
| 2室 (66.8 m ²) | 1室 (15.8 m ²) | 2室 (9.2 m ²) | 2室 (15.3 m ²) | 107.1 m ² | 平日 土曜 日・祝 | 7:45 ~ 18:00 7:45 ~ 21:30 7:45 ~ 18:00 | 18:00 ~ 21:30 ~ - |
| 1室 (28.99 m ²) | 1室 (4.03 m ²) | 1室 (8.13 m ²) | - (14.88 m ²) | 56.03 m ² | 平日 土曜 日・祝 | 8:30 ~ 18:00 - - | - - - |
| 2室 (20.0 m ²) | 1室 (6.6 m ²) | 1室 (2.8 m ²) | 3室 (18.4 m ²) | 47.8 m ² | 平日 土曜 日・祝 | 10:00 ~ 17:00 | 8:00 ~ 10:00 17:00 ~ 19:00 |
| 4室 (79.55 m ²) | - | 1室 (9.37 m ²) | 4室 (40.8 m ²) | 129.72 m ² | 平日 土曜 日・祝 | 8:30 ~ 17:30 | 17:30 ~ 8:30 |

幼保連携型認定こども園の認可基準

1 新設の幼保連携型認定こども園

| 項目 | 協議内容 | 国が示している対応案 |
|------|--|--|
| 学級編制 | 満3歳以上の幼児教育過程に係る時間は幼稚園と同様にするか。 | <p>保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上のこどもの教育過程に係る教育時間は、学級を編制する（年度の初日前日に同年齢の子どもで編制する。）</p> <p>1号認定子どもと2号認定子どもを一体的に学級編制することを基本とし、弾力的取扱いを認める。</p> <p>満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。</p> <p>0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4・5歳児 30：1</p> <p>満3歳以上の子どもの学級編制について、1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p> |
| 職員資格 | <p>園長等の資格 認定こども園固有の能力要件を求め、かつ、教諭免許状及び保育士資格を有し、教育職若しくは児童福祉事業の一定の経験がある者又は同等の資質を有する者を原則とするか。</p> | <p>園長等の資格 園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。ただし、同等の資質を有する者についても認めることとする。「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、設置者（公立は首長等、私立は法人の長等）が同等と認めた場合とする。</p> |
| | <p>その他の職員の配置 園長を補佐する副園長又は教頭をおくよう努めることとするか。 主幹保育教諭等必要な職員は幼稚園と同様とし、調理員は保育所と同様とするか。</p> | <p>その他の職員の配置 副園長や教頭のいずれかを置くように努めることとする。 主幹保育教諭、養護（助）教諭、事務職員を置くように努めることとする。 調理員は、必置とする（ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要とする。）</p> |
| | <p>短時間勤務(非常勤)の職員の取扱い 保育教諭の常勤・非常勤の取扱いを幼稚園と同様とすることを基本とするか。 ただし、3歳未満児の対応について保育所の取扱いを踏まえるか。</p> | <p>短時間勤務(非常勤)の職員の取扱い 保育教諭等は、常勤とすることとし、講師については短時間勤務ができることとする。</p> |
| 設備 | <p>建物および附属設備の一体的設置 建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接することを求めるか。</p> | <p>建物および附属設備の一体的設置 同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること（公道を挟む程度を含む。）を前提とする。</p> |
| | <p>保育室等の設置 満2歳以上の園児を受け入れる場合における保育室、遊戯室の要否。 特別な事情がある場合における保育室と遊戯室の兼用の可否。 満2歳未満の園児を受け入れる場合における乳児室又はほふく室の要否。 職員室、便所、保健室又は医務室の要否。</p> | <p>保育室等の設置 0・1歳：乳児室またはほふく室は必置。 2歳以上：保育室、遊戯室は必置。 ただし、特別な事情がある場合、兼用可能。 3歳以上：保育室の数は、学級数を下らない。 職員室、保健室、便所は必置。</p> |

| (兵庫県)幼保連携型認定こども園 | (西宮市)保育所 | (兵庫県)幼稚園 |
|---|---|---|
| 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3～5歳児： (長時間利用児) 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 (短時間利用児) <u>3歳児 25:1 (国基準を加重)</u> 4・5歳児 35:1 (共通利用時間の学級編制) <u>3歳児 25:1 (国基準を加重)</u> <u>但し、3歳児について1学級25人を超える場合、</u> <u>各学級ごとに専任の教諭1人を加算。</u> 4・5歳児 35:1 | 乳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 <u>20:1</u> <u>(国基準を加重)</u> | (学級編制) 一学級の幼児数は、4・5歳児について35人以下を原則とする <u>3歳児について</u> <u>・25:1を原則とする。</u> <u>・1学級25人を超える場合、</u> <u>各学級ごとに専任の教諭1人を加算すること(国基準を加重)。</u> |
| 教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者。 | — | 教諭免許状(専修・1種免許状)を有し、かつ5年の教育職経験または、10年の教育職経験。同等の資質を有する者も可能。 |
| — | 保育士 嘱託医 調理員 (但し、調理業務の全部委託の場合、不要。) | 各学級に少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を1人必置。 <u>3歳児について1学級25人を超える場合、各学級に専任の教諭1人を加算すること(同上)。</u> |
| — | 保育士について、クラスに1人は、常勤であることが原則。 | 教諭等の職は常勤が前提。講師は常時勤務に服さないことができる。 |
| 建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合、教育・保育の適切な提供、および移動時の安全の確保、要件を満たす必要がある。 | — (一体的設置を想定。) | — (一体的設置を想定。) |
| 0・1歳 乳児室またはほふく室は必置。 2歳以上 保育室または遊戯室は必置。 | 0・1歳 乳児室またはほふく室、医務室、便所は必置。 2歳以上 保育室または遊戯室、便所は必置。 | 職員室 保育室 遊戯室 保健室 便所 特別な事情がある場合、保育室と遊戯室、職員室と保健室の兼用可能。 保育室の数は、学級数を下らないこと。 |

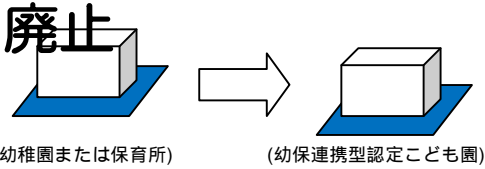
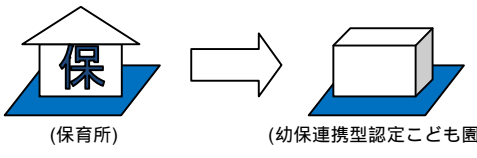
| 項目 | 協議内容 | 国が示している対応案 |
|-----------|--|--|
| 設備 | <p>特別な事情がある場合における職員室と保健室の兼用の可否。</p> | <p>特別な事情がある場合、職員室と保健室の兼用可能。</p> |
| | <p>保育室等の設置階 園舎の階数を幼稚園と同様とすることを原則とするか。 保育室等の設置階は、保育所と同様、上乗せの耐火防火の基準により2階以上を可とするか。</p> | <p>保育室等の設置階 園舎の階数は2階建以下が原則。 地域の実情などを考慮する必要がある場合、3階建以上も可能。 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。 園舎が耐火建造物で、待避設備などを備える場合、保育室などを2階に設置可能。 満3歳以上の子どもの保育室などは、3階以上の設置は不可。 ただし の例外を満たす場合、3階以上の設置を認める。 満3歳未満の子どもの乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建造物で、待避設備などを備える場合、3階以上に設置可能。</p> |
| | <p>園舎・保育室等の面積 園舎面積は、次の要件の合計面積を最低基準とするか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児にかかる面積は、幼稚園基準による面積（ただし、保育室・遊戯室の面積は、保育所基準とし、保育室・遊戯室の数は幼稚園の基準とする。） ・満3歳未満の園児について、保育所基準による面積。 | <p>園舎・保育室等の面積 園舎の面積（満3歳未満の子どものに係る保育の用に供する部分を除く。）は幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園基準 <ul style="list-style-type: none"> 1学級：180㎡、2学級：320㎡、 3学級以上：1学級につき100㎡増 ・乳児室：1人につき1.65㎡、ほふく室：1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室：1人につき1.98㎡ |
| | <p>運動場等の設置・面積 運動場の必置、園舎と同一の敷地内又は隣接することを原則とするか。 屋上の取り扱い等例外の措置も検討するか。 以下の面積を合計した面積以上とするか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積。 | <p>運動場等の設置・面積 運動場・屋外遊戯場の名称は、「園庭」とし、園庭は必置。 園舎と同一の敷地内又は隣接することを原則とする。 以下の面積を合計した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積。 <p>子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現を重視し、原則として屋上・代替地の面積参入は不可。 ただし、一定の要件を満たす場合、屋上の面積算入可能。 実際の屋上・公園等の利用を妨げるものではない。</p> |
| | <p>その他の設備 幼稚園と同様とするか。</p> | <p>その他の設備 飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児清浄用設備、図書室、会議室は設置に努める。</p> |

| 項目 | 協議内容 | 国が示している対応案 |
|----|--|--|
| 運営 | <p>平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等 保育所と同様とするか。</p> | <p>平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等 基本的に保育所と同様とする。</p> |
| | <p>教育時間・保育時間等 1日の教育時間・毎学年の教育週数等は幼稚園と同様とするか。 1日の開園時間・保育時間は保育所と同様とするか。 夜間保育所等は1日の教育時間の確保を弾力的な取扱いを認めるか。</p> | <p>教育時間・保育時間等 1年の開園日数：日曜日・祝日を除いた日 1日の開園時間：原則11時間 開園日数・開園時間は地域の実情に応じて弾力的取扱い可能。 満3歳以上の子どもの1日の教育時間：4時間を標準とする。 満3歳以上の子どもの教育週数：39週を下回らない。 学期の区分、長期休業日を設ける。 1日の教育時間の確保について、夜間保育などの状況に配慮し、弾力的な取扱いを認める。</p> |
| | <p>調理室の設置・食事の提供 調理室は必置とするか。 例外として、給食の外部搬入を認める場合に必要な調理設備を検討するか。 保育を必要とする園児は保育所と同様とするか。</p> | <p>調理室の設置・食事の提供 原則として自園調理。 満3歳以上の子どもについて、一定の要件の下、外部搬入可能。 満3歳未満の子どもについて、公立も含め外部搬入不可。 食事提供を求める2号認定・3号認定子どもに対して、園の行事などの際の弁当持参を認める弾力取扱い可能。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 食事提供の範囲は、2号認定・3号認定子どもとし、1号認定子どもへの食事提供は園の判断とする。 自園調理の場合、原則として調理室を設置する。 食事提供をする子どもが20人未満である場合、調理室ではなく提供する人数に応じた調理設備で可能。</p> |
| | <p>園児要録・出席簿 園児要録、出席簿を作成することとし、作成対象園児について検討するか。 転入園・進学に際し、抄本または写しを進学先に送付することとするか。</p> | <p>園児要録・出席簿 すべての在園する子どもについて、園児要録、出席簿を作成する。 転園・進学に際し、園児要録の抄本または写しを転園先・進学先に送付する。</p> |
| | <p>研修等 法律事項以外について、保育所及び現行認定こども園と同様とするか。</p> | <p>研修等 教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は必要な知識および技能の修得などに努める。 施設は、職員に対して研修の機会を確保し、資質向上などを図らなければならない。</p> |
| | <p>職員会議 幼稚園と同様とするか。</p> | <p>職員会議 幼稚園と同様に、職員会議を置くことができる。</p> |
| | <p>運営状況評価 運営に関する自己評価・結果公表の義務を課すか。 関係者評価・第三者評価のいずれかの実施とその結果公表を努力義務とするか。</p> | <p>運営状況評価 運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告を義務づける。 関係者評価・第三者評価をいずれも実施するよう努力義務とするか。</p> |
| | <p>苦情解決 保育所と同様とするか。</p> | <p>苦情解決 保育所と同様に、苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口の設置などの必要な措置を講じなければならない。</p> |

| (兵庫県)幼保連携型認定こども園 | (西宮市)保育所 | (兵庫県)幼稚園 |
|---|---|---|
| — | 平等原則 秘密保持 虐待などの禁止 懲戒に係る権限の濫用禁止 | — |
| 開園日数及び開園時間： 保護者の就労状況等の地域の実情に応じて定める。 満3歳以上の子ども 短時間利用児及び長時間利用児の共通利用時間は4時間程度。 1日の保育時間：原則8時間 地域における家庭状況などを考慮して定める。 | 1年の開所日数： 日曜日・祝日を除いた日 1日の開所時間：原則11時間 1日の保育時間：原則8時間 地域における家庭状況などを考慮して定める。 | 1日の教育時間：(標準)4時間 教育週数：39週を下回らない。 学期の区分・長期休業日を設ける。 |
| 保育に欠ける子ども・欠けない子どもを問わず保育所部分のすべての子どもに食事を提供することが望ましい。 原則として自園調理。 満3歳以上の子どもについて、一定の要件の下、外部搬入可能。 ・管理者による必要な注意を果たす体制 ・栄養士による必要な配慮 ・受託者の適切な能力 ・幼児の状況に応じた食事提供 ・食育計画に基づく提供 満3歳未満の子どもについて、公立も含め外部搬入不可。 ただし、保育に欠けない子どもについて、外部搬入可能。 弁当持参は不可。 調理室は必置。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 | すべての子どもに食事を提供する。 原則として自園調理。 満3歳以上の子どもについて、一定の要件の下、外部搬入可能。 満3歳未満の子どもについて、公立も含め外部搬入不可。 弁当持参は不可。 調理室は必置。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 | 給食施設を備えるように努める。 提供方法に関する規定なし。 |
| こども要録を作成する。 こども要録を就学先の小学校に送付する。 | 入所している者の処遇の状況明らかにする書類を整備しなければならない。 保育要録(子どもの育ちを支えるための資料)を作成し、就学先の小学校に送付されるようにする。 | 指導要録(児童等の学習及び健康の状況を記録した書類)・出席簿を作成する。 指導要録の抄本または写しを進学先・転園先に送付する。 |
| 教育及び保育に従事する職員の資質向上等が図られなければならない。 | 職員は必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める。 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 | — |
| — | — | 職員会議を置くことができる。 |
| 子どもの視点に立った自己評価・外部評価などを行い、結果公表などを通じて教育及び保育の質の向上に努める。 子どもの視点に立った点検又は評価を行う体制を整えなければならない。 | 運営の内容について、自己評価の実施・結果公表は努力義務。 第三者評価事業の受審推進。 | 自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は義務。 自己評価を踏まえた学校関係者評価の実施・結果公表は努力義務で実施の場合設置者に報告義務。 |
| 保護者からの苦情に適切に対応するため必要な措置を講じなければならない。 | 苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口の設置などの必要な措置を講じなければならない。 | — |

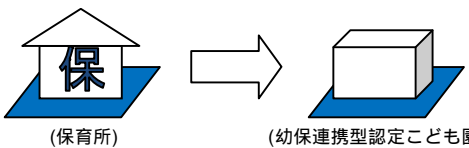
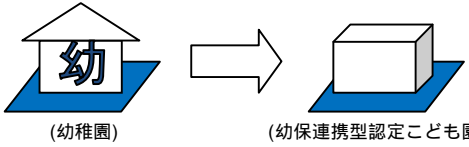
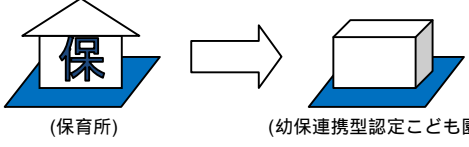
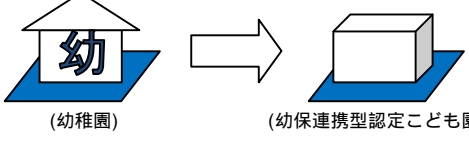
| 項目 | 協議内容 | 国が示している対応案 |
|----|--|--|
| 運営 | 家庭・地域との連携、保護者との連絡 幼稚園、保育所、現行認定こども園について、 すべて包含する内容とするか。 | 家庭・地域との連携、保護者との連絡 幼稚園、保育所、認定こども園について、すべて包含する内容を規定する。 |
| | 健康診断 保育所と同様とするか。 | 健康診断 保育所と同様に、健康診断は少なくとも1年に2回行う。 |
| | 感染症に係る臨時休業・出席停止 幼稚園と同様であるが、保育を必要とするこどもが在籍していることに伴う配慮を検討するか。 | 感染症に係る臨時休業・出席停止 学校保健安全法が準用され、感染症の予防上必要があるときは臨時休業をすることができ、また感染症に罹っているなどの場合は出席を停止させることができる。 感染していない保育を必要とするこどもへの配慮を別途検討する。 |
| | 子育て支援 現行の認定こども園と同様とするか。 | 子育て支援 具体的な事業の種類・内容やその運営基準について、公定価格の議論と合わせて検討する。 |

2 既存施設からの移行特例

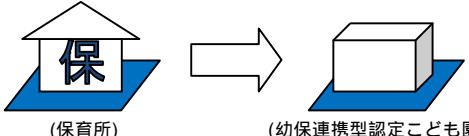
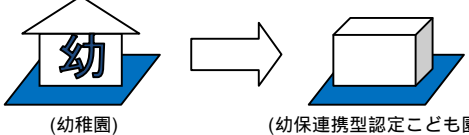
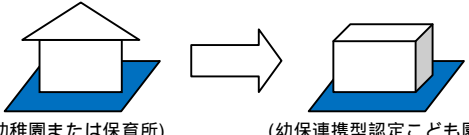
| 項目 | 対象施設 | 国が示している対応案 |
|-----------------|--|--|
| 建物および附属設備の一体的設置 | <p>幼稚園・保育所を廃止し、同土地・施設を活用して幼保連携型認定こども園を設立する場合</p>  <p>(幼稚園または保育所) → (幼保連携型認定こども園)</p> | <p>以下の要件をすべて満たす場合、建物およびその附属設備が同一の敷地内に無い場合であっても設置可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の適切な提供が可能であること ・子どもの移動時の安全が確保されていること ・それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備を有していること <p>(なお、既存の幼稚園または保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例が活用できるものとする。)</p> |
| 職員室の設置 | <p>保育所からの移行</p>  <p>(保育所) → (幼保連携型認定こども園)</p> | <p>移行特例はなし。</p> <p>新たな幼保連携型認定こども園は、単一の施設となり、職員室1つが必置となるため兼用の移行特例は不要。</p> |

| (兵庫県)幼保連携型認定こども園 | (西宮市)保育所 | (兵庫県)幼稚園 |
|---|--|---|
| 家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める。 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加を促すこと。 | 地域社会との交流・連携、保護者・地域社会への運営内容について説明の努力義務。 保護者と密接な連絡を取り、理解・協力を得る努力義務。 | 家庭・地域との連携協力の努力義務。 学校運営状況に関する情報の積極的提供義務。 学校評議員を置くことができる。 |
| — | 少なくとも1年に2回行う。 | 毎学年、6月30日までにを行う。 (通常年1回) |
| — | — | 学校保健安全法が準用され、感染症の予防上必要があるときは臨時休業をすることができ、また感染症に罹っているなどの場合は出席を停止させることができる。 |
| 相互交流の場の開設などによる情報提供・相談支援 地域の家庭に対する情報提供・相談支援 一時預かり的な事業 子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体などとの連絡・調整 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言 | 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行う。 保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。 | 家庭および地域における教育の支援に努める。 |

| 新設の場合の対応案 | 現行の移行特例など |
|---|---|
| (前掲：22 ページ) 同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む。)を前提とする。 | (認定こども園設備運営基準) 以下の要件をすべて満たす場合、建物およびその附属設備が同一の敷地内に無い場合であっても設置可能。 ・教育・保育の適切な提供が可能であること ・子どもの移動時の安全が確保されていること |
| (前掲：22 ページ) 受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。 特別な事情がある場合(養護教諭が置かれていない場合など子どもの管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合)は、職員室と保健室の兼用可能。 | 保育所が新たに幼稚園を設置し、または移転させる場合の当該幼稚園(平成18年9月15日付文科省厚労省課長通知) 職員室として必要とされる機能が適切に担える場合には、兼用を認める取扱いとして差し支えない。 2施設で構成されているため双方において職員室相当の部屋が設置されている場合も想定されており、特例はそれらの兼用を認めている。 |

| 項目 | 対象施設 | 国が示している対応案 |
|------------|--|---|
| 園舎・保育室等の面積 | <p>保育所からの移行</p>  <p>(保育所) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす保育所 これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 「保育所」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p> | <p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室または遊戯室の面積が保育所基準(子ども1人つき1.98㎡)以上である場合、幼稚園設置基準の園舎面積の規定を適用しないことができる。</p> |
| | <p>幼稚園からの移行</p>  <p>(幼稚園) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園 ・これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「幼稚園」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p> | <p>園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が幼稚園基準(1学級:180㎡など)以上である場合、保育所設備運営基準の保育室または遊戯室の面積(子ども1人つき1.98㎡)の規定を適用しないことができる。</p> |
| 保育室等の設置階 | <p>保育所からの移行</p>  <p>(保育所) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす保育所 ・これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「保育所」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p> | <p>保育室などの2階設置 保育室・乳児室・ほふく室・遊戯室・便所の2階設置について、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば、設置可能。</p> <p>保育室などの3階以上設置 新基準において、一定条件の下、年齢にかかわらず保育室などの3階以上の設置を認めているため、移行特例なしとする。</p> |
| | <p>幼稚園からの移行</p>  <p>(幼稚園) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園 ・これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「幼稚園」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p> | <p>保育室・遊戯室・便所の設置階 園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備える場合、2階に置くことができる。</p> <p>現行の幼稚園基準と同内容の特例を新設する。</p> |

| 新設の場合の対応案 | 現行の移行特例など |
|---|--|
| <p>(前掲：24 ページ)</p> <p>園舎の面積（満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く）は幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <p>・幼稚園基準 1学級：180㎡、2学級：320㎡、 3学級以上：1学級につき100㎡増</p> <p>・乳児室：1人につき1.65㎡、ほふく室：1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室：1人につき1.98㎡</p> | <p>(幼稚園設置基準)</p> <p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室または遊戯室の面積が保育所基準（子ども1人につき1.98㎡）以上である場合、幼稚園設置基準の園舎面積の規定を適用しないことができる。</p> <hr/> <p>(児童福祉施設設備運営基準)</p> <p>園舎面積（満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く）が幼稚園基準以上である場合、保育所設備運営基準の保育室または遊戯室の面積（子ども1人につき1.98㎡）の規定を適用しないことができる。</p> |
| <p>(前掲：24 ページ)</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。 園舎が耐火建築物で、待避設備等を備える場合、2階に設置可能。 満3歳以上の子どもの保育室等は、3階以上の設置は不可。ただし、一定の条件を満たす場合、3階以上の設置を認める。 満3歳未満の子ども乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建築物で、待避設備等を備える場合、3階以上に設置可能。</p> | <p>(幼稚園設置基準)</p> <p>保育室などの2階設置 保育室・遊戯室・便所の2階設置について、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準（待避上必要な設備）を満たしていれば、設置可能。</p> <p>保育室などの3階以上設置 園舎が耐火建築物であり、保育所基準（待避上必要な設備など）を満たしていれば、設置可能。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">—</p> |

| 項目 | 対象施設 | 国が示している対応案 | | | | |
|--|--|--|-----|----|--|--|
| 運動場等の設置・面積 | <p>保育所からの移行</p>  <p>(保育所) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「保育所」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。) | <p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場および運動場の面積が保育所基準(子ども1人つき3.3㎡)以上である場合、幼稚園設置基準を満たさなくてもよい。</p> | | | | |
| | <p>幼稚園からの移行</p>  <p>(幼稚園) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「幼稚園」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。) | <p>園庭の面積が幼稚園基準の面積と、満2歳の幼児について保育所基準の面積とを合算した面積以上であるときは、保育所の面積に関する基準を適用しないことができる。</p> | | | | |
| 代替地・屋上の取扱い | <p>幼稚園または保育所からの移行</p>  <p>(幼稚園または保育所) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園または保育所</p> <p>これまでの運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。</p> <p>幼稚園または保育所を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p> | <p>満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内または隣接する位置にある園庭などで確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積(1人につき3.3㎡)に限り、以下の要件全て満たす場合は代替地・屋上の面積算入を認める。</p> <table border="1" data-bbox="742 1377 1453 1724"> <thead> <tr> <th data-bbox="742 1377 1093 1422">代替地</th> <th data-bbox="1093 1377 1453 1422">屋上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="742 1422 1093 1724"> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な移動手段が確保されている。 ・子どもが安全に利用できる場所。 ・利用時間を日常的に確保できる。 ・教育保育の適切な提供が可能。 </td> <td data-bbox="1093 1422 1453 1724"> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・教育及び保育内容の効果的な実施 ・屋上に便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>新基準において、一定条件の下、満3歳以上の子どもに係る必要面積算入を認めている。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 代替地 | 屋上 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全な移動手段が確保されている。 ・子どもが安全に利用できる場所。 ・利用時間を日常的に確保できる。 ・教育保育の適切な提供が可能。 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・教育及び保育内容の効果的な実施 ・屋上に便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>新基準において、一定条件の下、満3歳以上の子どもに係る必要面積算入を認めている。</p> |
| 代替地 | 屋上 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・安全な移動手段が確保されている。 ・子どもが安全に利用できる場所。 ・利用時間を日常的に確保できる。 ・教育保育の適切な提供が可能。 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・教育及び保育内容の効果的な実施 ・屋上に便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>新基準において、一定条件の下、満3歳以上の子どもに係る必要面積算入を認めている。</p> | | | | | |

| 新設の場合の対応案 | 現行の移行特例など | | | | |
|--|--|-----|---|----|---|
| <p>(前掲：24 ページ)</p> <p>以下の面積を合計した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積 <p>保育所基準：1人につき 3.3 m² 幼稚園基準 2 学級以下：330 + 30 × (学級数 - 1) m² 3 学級以上：400 + 80 × (学級数 - 3) m²</p> | <p>(幼稚園設置基準)</p> <p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場および運動場の面積が保育所基準(子ども1人つき 3.3 m²)以上である場合、幼稚園設置基準の園舎面積の規定を適用しないことができる。</p> <hr/> <p>(児童福祉施設設備運営基準)</p> <p>屋外遊戯場および運動場の面積が幼稚園基準の運動場面積と、満2歳以上満3歳未満の幼児について保育所基準の屋外遊戯場面積とを合算した面積以上であるときは、保育所の屋外遊戯場の面積に関する基準を適用しないことができる。</p> | | | | |
| <p>(前掲：24 ページ)</p> <p>子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現を重視し、原則として屋上・代替地の面積参入は不可。</p> <p>ただし、一定の要件を満たす場合、屋上の面積算入可能。</p> <p>実際の屋上・公園等の利用を妨げるものではない</p> | <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle; padding-right: 5px;">代替地</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に利用できる場所 ・利用時間を日常的に確保できる場所 ・教育および保育の適切な提供が可能な場所 ・保育所基準による屋外遊戯場面積 <p>を満たせば、付近の適当な場所に代えることができる。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle; padding-right: 5px;">屋上</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・保育所保育指針の保育内容の効果的な実施 ・屋上施設として便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>を満たせば、屋上を含む取り扱いとすることができる。</p> </td> </tr> </table> | 代替地 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に利用できる場所 ・利用時間を日常的に確保できる場所 ・教育および保育の適切な提供が可能な場所 ・保育所基準による屋外遊戯場面積 <p>を満たせば、付近の適当な場所に代えることができる。</p> | 屋上 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・保育所保育指針の保育内容の効果的な実施 ・屋上施設として便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>を満たせば、屋上を含む取り扱いとすることができる。</p> |
| 代替地 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に利用できる場所 ・利用時間を日常的に確保できる場所 ・教育および保育の適切な提供が可能な場所 ・保育所基準による屋外遊戯場面積 <p>を満たせば、付近の適当な場所に代えることができる。</p> | | | | |
| 屋上 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・保育所保育指針の保育内容の効果的な実施 ・屋上施設として便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>を満たせば、屋上を含む取り扱いとすることができる。</p> | | | | |

確認に関する運営基準

1 従うべき基準

利用定員

施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの

2 協議事項

(1) 利用定員について

| 項目 | 協議内容 | 国が示している対応案 |
|------------------|--|---|
| 利 用 定 員 | <u>最低数との関係</u> 最低利用定員数を何人に設定するか。 | 保育所と認定こども園の利用定員は、20人以上とする。 幼稚園については、最低利用定員を設けない。 (幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園は、施設全体では利用定員20人以上に設定する。) |
| | <u>子どもの年齢との関係</u> 年齢別に利用定員を設定するか。 | 年度途中の入れ替わりにも柔軟に対応できるようにする必要がある。 計画の「量の見込み」等の区分との整合性を確保する必要がある。 1号：3～5歳 2号：3～5歳 3号：0歳/1・2歳 で定員を設定する。 地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能とする。 |
| | <u>保育標準時間(長時間)保育・短時間区分との関係</u> 時間区別に利用定員を設定するか。 | 保育標準時間、保育短時間は、働き方の状況によって年度途中でも変動が生じうるため、柔軟な対応が可能となり、また自治体の事業計画とも整合性が図られるよう、時間区分をしないで利用定員を設定することを基本とする。 |
| | <u>定員割れ・定員超過の場合の取扱い</u> | 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用定員は、認可定員の範囲内で設定することを基本とする。 その上で、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用定員(認可定員)を上回る受入れについては、他制度における取扱いを参考としつつ、保育制度の特性や定員弾力化措置が待機児童対応に果たしてきた役割を踏まえ、公定価格等の議論と併せて検討する。 |
| | <u>保護者の就労状況の変化に対応した1号定員と2号定員の取扱い</u> 保護者の就労状況が変化したことにより支給認定の区分が変更される場合、どのように弾力的な対応を行うか。 | 2号認定子どもが、要件に該当しなくなった場合、1号認定子どもが要件に該当するようになった場合ともに、基本的には柔軟な取扱いとすることを基本とする。 |

(2) 情報公表の取扱いについて

ア 協議事項

情報公表について、どのような項目を求めていくか。

イ 国が検討している対応案

| | | |
|---|----------------------|------------------|
| 1. 基本情報 | | |
| (法人) | | |
| ・名称、所在地等連絡先 | ・代表者の氏名等 | |
| ・設立年月日 | ・同一都道府県で運営する教育・保育施設等 | |
| (施設) | | |
| ・教育・保育施設の種類(認定こども園(4類型)、幼稚園、保育所)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育) | | |
| ・名称(※1) | ・所在地等連絡先 | ・事業所番号 |
| ・施設長の氏名等 | ・認可・認定・確認年月日 | ・連携施設の状況(地域型のみ) |
| ・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況)※2 | | |
| ・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無/専従兼務/常勤・非常勤/直接雇用(有期・無期)・派遣別、勤続年数・経験年数等) | | |
| ・職員1人当たり子ども数 | ・過去3年間の退職職員数 | ・利用定員、学級数、在籍子ども数 |
| ・開所時間等 | ・障害児対応 | |
| ※1 認定こども園の場合は、その名称および構成する施設(幼稚園、保育所)の名称 | | |
| ※2 既存の幼稚園・保育所から移行した幼保連携型認定こども園の場合、移行特例を適用した施設については、移行特例の適用状況を含む。 | | |
| 2. 運営情報 | | |
| ・施設の運営方針 | ・教育・保育の内容・特徴 | ・選考基準 |
| ・利用手続 | ・利用者に対する事前説明等の状況 | ・事故発生時の対応 |
| ・利用料等に関する事項(実費徴収・上乘せ徴収の有無・理由・その額を含む) | | |
| ・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況 | | |
| ・給食の実施状況(アレルギー対応を含む) | ・相談、苦情等の対応のための取組の状況 | |
| ・秘密保持のための措置 | ・自己評価等の結果 | |
| ・子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項、第51条第2項・第4項、第57条第2項、第4項の規定により公表 | | |
| ・公示された旨 | | |
| ・その他都道府県が必要と認めた事項 | | |

(3) 運営基準について

| 項目 | 協議内容 | 国が示している対応案 |
|------|---|--|
| 運営基準 | 利用開始に伴う説明、同意、契約について 事前説明を要する重要事項の範囲、内容、方法、契約様式について、何を求めるか。 | 施設・事業者は、教育・保育の提供に当たって、あらかじめ保護者に対して事前説明を行った上で同意を得ることを求める。 事前説明を要する事項として、運営規程の概要、苦情処理体制、事故発生時の対応など施設・事業の選択に資する事項を対象とする。 事前説明の方法として、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申出に対応して文書の交付に代えて電子ファイルなどを提供することも可能とする。 教育・保育の利用に当たっては、重要事項の説明書のモデルなど、運用上求める手続きなどに関して更に検討していくこととする。 |

| 項目 | 協議内容 | 国が示している対応案 |
|------|---|--|
| 運営基準 | <u>応諾義務について</u> 応諾を拒む「正当な理由」の範囲、内容について、どう考えるか。 | 定員に空きがない場合、定員を上回る利用の申込みがあった場合(選考が必要) その他特別な事情がある場合などを基本とする。 については、特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入れ能力・体制との関係、利用者による利用者負担の滞納との関係、設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係、保護者とのトラブルの関係などについて、慎重に整理した上で、その運用上の取扱いについて示していくこととする。 「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡または当該施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請など、必要な措置を講じなくてはならないこととする。 市町村または他の施設・事業者が行う連絡調整などについては、できる限り協力することとする。 |
| | <u>定員を上回る場合の選考について</u> 選考方法についてあらかじめ明示しておくことを求めるか。 | 教育標準時間認定を受けた子どもの場合、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で、抽選、先着順、建学の精神など設置者の理念に基づく選考などの方法により行うこととする。 特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できることとする。 保育認定を受けた子どもの場合、市町村が利用調整を行う。 |
| | <u>支給認定証の確認、支給認定申請の援助について</u> | 受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用時間など)を行うこととする。 支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をすることとする。 |
| | <u>幼稚園教育要領、保育所保育指針に則った教育・保育の提供について</u> | 幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなければならないこととする。 地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなければならないこととする。 |
| | <u>子どもの適切な処遇について</u> | 利用児童の平等取扱い、虐待などの禁止、懲戒に係る権限の濫用防止などの事項を求めることとする。 |
| | <u>連携施設について</u> <u>(地域型保育事業のみ)</u> | 保育内容に関する支援、卒園後の受け皿の観点から連携施設の設定を求め、連携内容などを明確にするよう努めることとする。 経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な利用が担保されるべき場合、協定書などの締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示していくことを求めることとする。 教育・保育施設について、連携の求めがあった場合、市町村の調整に協力するよう努めることとする。 |

| 項目 | 協議内容 | 国が示している対応案 |
|------|---|---|
| 運営基準 | <u>実費徴収、上乗せ徴収について</u> | 実費徴収、上乗せ徴収のあり方については、公定価格のあり方や実費徴収に係る補足給付を行う事業（地域子ども・子育て支援事業）とも密接に関連することから、教育・保育の多様性の実態や公定価格の中で対象とする経費の考え方を踏まえつつ、公定価格の議論において検討することとする。 |
| | <u>特別利用保育・特別利用保育の提供（定員外利用の取扱い）について</u> | 当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準などによることを基本とする。 |
| | <u>運営規程の策定について</u> 運営規程に定めておくべき事項 | 施設・事業の目的および運営の方針 提供する教育・保育の内容 職員の職種、員数および職務の内容 教育・保育を提供する日および時間、提供を行わない日 利用料などに関する事項 （実費徴収・上乗せ徴収の有無、理由、その額） 利用定員 施設・事業の利用開始・終了に関する事項および利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準） 緊急時などにおける対応方法 非常災害対策 虐待防止のための措置に関する事項 その他施設・事業の運営に関する重要事項 |
| | <u>個人情報管理（秘密保持）について</u> | 施設・事業の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子どもおよびその保護者の秘密を漏らしてはならないこととする。 現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じることとする。 地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。 |
| | <u>非常災害対策・衛生管理などについて</u> | 施設・事業については、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練の実施を求めることとする。 施設・事業の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講じることとする。 |
| | <u>事故発生の防止、発生時の対応について</u> どのような措置を求めることとするか。 | < 事故の発生・再発防止 > 事故が発生した場合の対応、報告の方法などについて記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。 事故発生防止のための委員会および従業員に対する研修を定期的に行うこと。 |

| 項目 | 協議内容 | 国が示している対応案 |
|------|--------------------|--|
| 運営基準 | | <p>< 事故発生時の対応 > 事故が発生した場合、保護者（家族）、市町村に対する速やかな報告を行うこと。 事故発生時の状況、処置などに関する記録をとること。 賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。</p> <p>< 行政の取り組みのあり方 > 特に重大な事故に係る情報の集約、公表。 今後、類似の事例の発生を防止するため当該事故情報の分析、フィードバック（周知）、 事故再発防止のための支援や指導監督。</p> |
| | <u>評価について</u> | <p>自己評価およびそれに基づく改善について、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする。 施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者（保護者など）評価、第三者評価について、受審に努めることとする。</p> |
| | <u>苦情処理について</u> | <p>苦情に迅速かつ適切に対応するために施設・事業者が苦情受付窓口の設置など必要な措置を講じることとする。 確認主体である市町村が行う指導監督などに対し、必要な協力、改善などを行う旨を求めることとする。</p> |
| | <u>会計の区分について</u> | <p>公費の透明性確保の観点から運営基準上、教育・保育施設、地域型保育事業ごとの区分経理を求める。 財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。 以下の事項については、今後検討することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人種別ごとの会計処理を求めることを基本とするか。 ・給費の使途について、区分経理と情報公表を前提とするか。 ・会計に係る指導監督のあり方について検討していく。 |
| | <u>勤務体制の確保について</u> | <p>施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくことを求めるとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上などを図ることを求めることとする。</p> |
| | <u>誇大広告の禁止について</u> | <p>施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽または誇大なものとしてはならないこととする。</p> |
| | <u>撤退のルールについて</u> | <p>市町村または当該施設・事業者などからの連絡調整などについては、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。 協力する教育・保育施設、地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。</p> |

(4) 業務管理体制について

ア 協議事項

届出を必要とする業務管理体制の整備・内容をどの程度とするか。

イ 国が検討している対応案

設置者・事業者の規模に応じて業務管理体制の整備を求める。

| 事業所等数 100 以上 | 事業所等数 20 以上 100 未満 | 事業所等数 20 未満 |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守責任者の選任 ・法令遵守規程の整備 ・法令遵守に係る監査 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守責任者の選任 ・法令遵守規程の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守責任者の選任 |

「事業所等数」は、確認を受けている施設または事業所の数。

同一事務所であっても異なる事業を行っている場合（小規模保育事業と家庭的保育事業など）は、異なる事業所として数える。

届出の内容は、全ての事業者を求める共通事項と施設・事業者の規模に応じて求める事項とする。

| | 届出事項 | 対象設置者・事業者 |
|----------|---|----------------------|
| 共通事項 | 設置者・事業者に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の名称または氏名、所在地 ・代表者の氏名など | すべての設置者・事業者 |
| | 法令遵守責任者の氏名など | すべての設置者・事業者 |
| 規模に応じた事項 | 法令遵守規程の概要 | 事業所等数 20 以上の設置者・事業者 |
| | 法令遵守に係る監査の方法の概要 | 事業所等数 100 以上の設置者・事業者 |

業務管理体制の届出を受けた都道府県、内閣総理大臣（国）は、教育・保育施設、地域型保育事業の確認を行う市町村と密接に連携し、必要に応じて必要な情報を共有することを基本とする。